

低見積価格調査制度実施基準

「技術的最適案提出者決定基準」の５（２）に定める「低見積価格調査制度実施基準」は、次のとおりとする。

（低見積価格提示者に対する調査の実施）

第１条 地域整備課長は、提示価格が最低制限価格相当額を下回った提案者（以下「低見積価格提示者」という）に対し、次の各号に定める事項について、確認するための調査を実施するものとする。ただし、当該調査事項の全てについて調査を行うことが困難とする事情があるときは、一部についてのみ調査を行うことができる。

- 一 見積価格の決定理由
- 二 見積額見積内訳書の内容
- 三 配置予定技術者（技術管理者）の具体的体制及びその経歴
- 四 現在の受託業務の状況及び配置予定の業務従事者の状況
- 五 過去に受注した類似業務の状況
- 六 再委託代金の支払状況
- 七 その他必要な事項

- ２ 地域整備課長は、低見積価格提示者等に係る前項の内容について、低見積価格調査票（別添様式）を作成するものとする。
- ３ 低見積価格提示者に対する調査の実施については、低見積価格提示者に対する調査実施を通知した日の翌日から起算して５日以内とする。ただし、土曜、日曜、祝日等は含まないものとする。
- ４ 地域整備課長は、調査の結果を審査委員会に報告するものとする。

（低見積価格提示者に対する調査の期間）

第２条 低見積価格提示者に対する調査の実施に当たっては、原則として前条第３項の通知日の翌日から起算して１４日以内に低見積価格提示者を失格とするか否かを決定し通知するものとする。ただし、土曜、日曜、祝日等は含まないものとする。

（相手方への公表）

第３条 第１条の調査により失格とした場合、地域整備課長は、失格とした者に技術的最適案提出者とししない旨を文書により通知するものとする。

低見積価格調査表

1 調査概要

業務名		課所名	
低見積価格 提示者		技術提案書 提出日	年 月 日
委託上限額		調査年月日	年 月 日
最低制限価格 相当額		見積価格	

2 調査結果

調査項目	調査結果及び発注機関の長の意見
①見積価格の決定理由	
②見積額見積内訳書の内容	
③配置予定技術者（技術管理者） の具体的体制及びその経歴	
④現在の受託業務の状況及び配置 予定の業務従事者の状況	
⑤過去に受注した類似業務の状況	
⑥再委託金額の支払状況	
⑦その他必要な事項	

- 1 地域整備課長は、低見積価格提示者から事情聴取結果、関係機関等への照会結果を踏まえ、意見を記載すること。
- 2 ヒアリング結果等、低見積価格提示者等から提出させた資料を添付すること。